

# レジャーと税金

## ゴルフ場利用税

ゴルフ場を利用する方に対して、利用の日ごとに定額で課税されます。この税収の10分の7は、ゴルフ場が所在する区市町村に交付されます。

### 納める方

ゴルフ場の利用者

### 納める額

ゴルフ場のホール数や利用料金等により等級が定められています。

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
税率	1,200円	1,100円	1,000円	900円	800円	600円	500円	400円

### 納める時期と方法

ゴルフ場経営者など（特別徴収義務者）が、利用者から税金を預かり、1か月分をまとめて翌月末日までに都税事務所・都税支所・支庁に申告して納めます。

## ● ゴルフ場とは

ホールの数が18以上であり、かつ、ホールの平均距離が100m以上の施設及びホールの数が9以上で、かつ、ホールの平均距離がおおむね150m以上の施設をいいます。

## ● ゴルフ場利用税の非課税や軽減は

18歳未満の方、70歳以上の方、障害のある方、国民スポーツ大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）に参加する選手、国際競技大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）に参加する選手がゴルフ場を利用した場合や、学生等が学校の教育活動として利用した場合には、課税されません。

また、都では、65歳以上70歳未満の方や利用時間について特に制限のある利用（早朝・薄暮利用など）をした方が一定の要件に該当するゴルフ場の利用を行った場合には、税率を2分の1に軽減しています。

## 狩猟税

鳥獣の保護や狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるための目的税で、狩猟者の登録に対して課税されます。

### 納める方

狩猟者の登録を受ける方

### 納める額

狩猟免許の種類により異なります。62ページの税率表をご覧ください。

### 納める時期と方法

狩猟者の登録を受けるとき、東京都主税局や都税事務所、支庁に納めます。

## ○税率表

免許の種類	区分	税率
第一種銃猟*1	A	16,500円
	B	11,000円
網猟・わな猟*2	A	8,200円
	B	5,500円
第二種銃猟*3	—	5,500円

\*1 散弾銃・ライフル銃

\*2 網猟免許、わな猟免許の、それぞれの区分ごとに課税されます。

\*3 空気銃（ガス銃を含む。）

A：第一種銃猟又は網猟・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける方で、Bに該当する方以外の方

B：都民税の所得割額を納付することを要しない方のうち、同一生計配偶者、扶養親族以外の方。当該同一生計配偶者、扶養親族のうち農林水産業に従事している方

(注1) 第一種銃猟免許登録を受けた方が空気銃を使用する場合には、第二種銃猟に係る狩猟税は課されません。

(注2) 次の措置が令和6年3月31日まで講じられます。

①対象鳥獣捕獲員・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者には、狩猟税は課されません。

②狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可又は当該許可に係る従事者証の交付を受けて、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った場合における狩猟税の税率を2分の1とします。

## 都たばこ税

都たばこ税は、卸売販売業者等が都内の小売販売業者にたばこ（輸入たばこを含む。）を売り渡す場合等に課税される税金で、たばこの価格に含まれています。

都内でたばこを買っていただくと、たばこの流通を通じ、都の税収入となり、皆さんの暮らしに役立てられていきます。

## 納める方

製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者など

## 納める額

製造たばこ本数（1,000本につき）× 税率

## 納める時期と方法

1か月分の製造たばこの品目ごとの売渡し本数をまとめて税額を計算し、翌月末日までに都税事務所に申告して納めます。都たばこ税の申告納付は、**港都税事務所**が一括して取り扱っています。

## ○税率（1,000本につき）

	都たばこ税	区市町村たばこ税	国たばこ税	たばこ特別税（国税）	合計
平成30年10月～令和2年9月	930円	5,692円	5,802円	820円	13,244円
令和2年10月～令和3年9月	1,000円	6,122円	6,302円	820円	14,244円
令和3年10月以降	1,070円	6,552円	6,802円	820円	15,244円

※製造たばこの税率は、平成30年10月から令和3年10月にかけて段階的に引き上げられました。

# 宿泊税

都内の旅館・ホテルに宿泊する方に課税される法定外目的税で、平成14年10月1日から実施されています。宿泊税の税収は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てられます。

## 納める方

都内の旅館・ホテルに宿泊する方

## 納める額

宿泊数 × 税率

○税率	宿泊料金 (1人1泊)	税率
	10,000円以上15,000円未満	100円
	15,000円以上	200円

(注) 宿泊料金が1人1泊10,000円未満の宿泊には課税されません。

### 【宿泊料金とは】

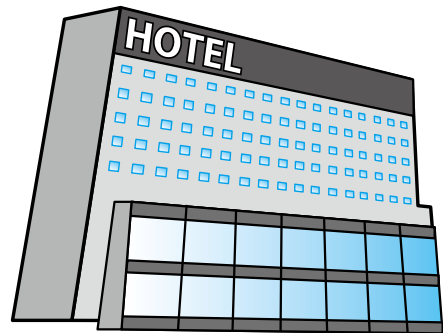
食事料金などを含まない、いわゆる素泊まりの料金をいいます。

宿泊料金に含まれるもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・素泊まりの料金</li><li>・素泊まりの料金にかかるサービス料</li></ul>
宿泊料金に含まれないもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・消費税等に相当する金額</li><li>・宿泊以外のサービスに相当する料金 (例) 食事、会議室の利用、電話代等</li></ul>

## 納める時期と方法

旅館・ホテルの経営者が、宿泊者から税金を預かり、1か月分をまとめて翌月末日までに千代田都税事務所又は当該施設の所在地を所管する都税事務所・都税支所・支庁へ申告\*して納めます。

\*郵送・窓口での申告のほか、東京共同電子申請・届出サービス (<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/>) からの電子申告も受け付けています。



## 令和4年度東京都税制調査会報告

東京都は、平成12年(2000年)、21世紀にふさわしい税制のあり方について議論する知事の懇談会、東京都税制調査会(以下「都税調」という。)を設置しました。これまで、都民・国民の立場から、地方自治体の立場から、そして大都市圏の立場から、様々な意見交換を行ってきました。

3年間を1期とする都税調では、令和4年度は第8期の1年目にあたります。令和4年度は環境関連税制、税務行政のDX、個人所得課税及び地方法人課税など、世の中の大きな変化の中で我が国が直面している税制上の諸課題について検討を行いました。

### ○ 令和4年度報告の主な内容

#### 1 環境関連税制

- 2050年のカーボンニュートラルを実現するため、再生可能エネルギーへのシフトや省エネ等を念頭に、カーボンプライシングの取組を推進していく必要がある
- 「地球温暖化対策のための税」の税率引上げの早期実現に向けた取組を加速すべき
- 車体課税について、CO<sub>2</sub>排出量の要素(基準)を取り入れるなど、積極的に環境税制として位置付けていくことが極めて重要であり、速やかに導入を検討する必要がある。中長期的な方向性としては、例えば、課税標準を車体重量若しくは走行距離に、又はCO<sub>2</sub>排出量・重量・走行距離の組合せとする方法を検討する必要がある
- 住宅に係る税制全般について、軽減措置の対象を環境性能の高い住宅に重点化し、その普及を促進していく必要がある

#### 2 税務行政のDX

- 納税者の利便性を向上するために、ワンスオンリーを実現していくことが重要であり、法令等の見直しを通じて、バックオフィス連携を推進していかなければならない
- 税務情報の連携のため、様式・帳票の項目(連携データ)等の標準化を行うなど、具体的な取組を進めていく必要がある

#### 3 個人所得課税

- 個人住民税の現年課税化に向け、制度そのものの在り方や、デジタル技術の活用等について検討を進めていくべき
- 「ふるさと納税」は、受益と負担との関係を歪める制度であり、抜本的に見直し、寄附金税制の本来の趣旨に沿った制度に改めるべき
- 個人事業税の法定対象事業の限定列举方式について、早急に、時代に即して見直しを行い、「事業性」の認定の仕組みを納税者に分かりやすく簡素化すべき

#### 4 地方法人課税

- 外形標準課税の適用基準について、資本金以外の指標も組み合わせること等を検討すべき。また、分社化への対応として、大法人の子法人を外形標準課税の適用対象にすることも考えられる
- 国際課税ルールの見直しに伴う日本国内での税収の帰属の在り方については、社会インフラの整備を進めてまちづくりを担う地方自治体に税収を帰属させる意義がある
- デジタル技術を駆使した企業活動から生まれる所得に適切に課税を行う一方で、Web3.0等の最新技術を駆使してビジネスを展開するスタートアップが我が国で活動しやすい環境を整備することも課題
- これまでの偏在是正を名目とした地方法人課税の国税化措置は、地方税の応益原則に反する

【令和4年度報告】 <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/report/index.html>